

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
6月1日
(月曜日)

目 次

- 告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………
- 人委規則
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 企業管理規程……………
- 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程……………



山口県告示第二百三十七号

令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和八年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

| | | | |
|----------------|-----------|---------------|-----------|
| 同一の単位とされる集団の区域 | 行政単 位 区 域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 土砂流出防備保安林 |
| | | （ヘクタール） | （ヘクタール） |

二 魚つき保安林

| 地区 | 同一の単位とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 同一の単位とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 同一の単位とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 |
|----------|--|---------------|-----------------------------------|---------------|----------------|---------------|
| 阿北地区 | 萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） | 一四二・〇六 | 阿武郡阿武町 | 二三三・〇一 | | |
| 橋本川 | 萩市（平成十七年三月五日における萩市並ぶに阿武郡川上村及び旭村の区域に限る。） | 九五七・九六 | 山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。） | 二七七・五一 | | |
| 大津地区 | 長門市 | 四三九・五八 | | 一七六・三四 | | |
| 豊浦地区 | 下関市 | 三八九・九一 | | 二一一・二九 | | |
| 厚東川・厚狭川 | 宇部市 美祢市 山陽小野田市 | 六八九・〇八 | | 二六一・一六 | | |
| 樫野川 | 山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。） | 二九〇・七〇 | | 三六三・六八 | | |
| 佐波川 | 山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳市の区域に限る。） | 七四六・二二 | | 三七九・一六 | | |
| 徳山地区 | 下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） | 四〇九・八七 | | 一八三・一四 | | |
| 田布施川・島田川 | 光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） | 一・九四 | | 八四・九五 | | |
| 由宇川・柳井川 | 岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） | 一四・六六 | | 一八八・〇六 | | |
| 錦川下流 | 岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。） | 五五五・八七 | | 一四四・九七 | | |
| 大島地区 | 大島郡周防大島町 | 七・〇六 | | | | |

三 保健保安林

| 地区 | 同一の単位とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 同一の単位とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 |
|-----|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 阿武町 | 阿武町 | 四・三〇 | 宇部市 | 〇・一二 |
| 萩市 | 萩市 | 二七・三六 | 防府市 | 三・九〇 |
| 長門市 | 長門市 | 一八・二八 | 下松市 | 三・二八 |
| 下関市 | 下関市 | 一一・五七 | 周南市 | 〇・五〇 |
| | | | 岩国市 | 二・〇六 |
| | | | 柳井市 | 二・〇六 |
| | | | 平生町 | 〇・七二 |
| | | | 上関町 | 九・〇二 |
| | | | 周防大島町 | 一一・四八 |

| | |
|-------------|--|
| 山 口 県 | 同一の単位とされる 集団の区域 面積の限度 (ヘクタール) 一三四・七〇 |
|-------------|--|



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十七号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県企業管理規程第一号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和八年六月一日

山口県公営企業管理者 弘 田 隆 彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「参考人」の下に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この管理規程は、令和八年六月一日から施行する。

令和八年六月一日印刷
令和八年六月一日発行

発行所 山口県庁
山口県知事